

閱覽用

令和3年7月20日

第7回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第7回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年7月20日(火) 午後1時59分から午後2時46分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(17名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	13番 安齋 栄
14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志	16番 三浦 喜周
17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治	19番 奥平 貢市

農地利用最適化推進委員(19名)

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

4 欠席委員

## 農業委員

18番 菅野保治委員

## 5 遅参委員

なし

## 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用  
施設等の届出について

第4 議案第39号 現況確認証明申請について

第5 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計  
画の承認について

## 7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 長谷川拓也

## 8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和3年第7回二本松市農業委員会を開  
会します。

(宣告 午後1時59分)

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員18名中17名、推進委員19名中19名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

なお、18番菅野保治委員から遅参の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 それでは、1番野地太郎委員、2番野地さよ子委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長　それでは、日程第3、報告第1号「農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局　議案書3ページをご覧ください。

報告第1号農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出について。

農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、農業用施設等の届出があったので報告する。

令和3年7月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号1、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXより農業用倉庫および作業場建築のため、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出がありましたので報告いたします。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　事務局の報告が終わりました。

只今の事務局の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか。

以上で、報告第1号についての報告を終わります。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第39号「現況確認証明申請  
について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第39号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったの  
で審議を求める。

令和3年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・[REDACTED]ほか1筆、登記地目・田、畑、現況  
地目・原野、面積計3,432平方メートル、非農地の事由・昭和53年頃に  
養蚕をやめた後は、耕作せず放置していたため荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・原  
野、面積1,925平方メートル、非農地の事由・15年ほど前から耕作して  
おらず放置していたため荒廃化したものであります。

番号3、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・原  
野、面積903平方メートル、非農地の事由・20年ほど前から耕作しておら  
ず放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

23番（平 義一）委員 議案第39号の1について調査結果を報告いたします。

7月6日午前9時30分より私と佐藤委員、松本委員の3名および事務局の方から高根事務局長、野地係長、計5名で現地を調査してまいりました。内容につきましては、先ほどの事務局の説明とおりであります。協議の結果、原野やむ無しと判断いたしましたので皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

24番（堀川英二）委員 24番、堀川でございます。議案第39号番号2と3について担当地区委員ですので報告させていただきます。

まず番号2について、7月6日火曜日に現地にて事務局・高根局長さん、野地係長さんと農業委員の野地さん、安齋さんと私5名で現地確認いたしました。先ほど事務局説明どおりで15年くらい前から耕作していないことから原野化してしまったと、調査結果、立木もあって営農は難しいと判断いたしましたので、非農地と判断いたしましたので皆様のご審議よろしくお願いいたします。

続いて番号3、これは番号2の隣接地でございます。同メンバー5名で現地確認いたしました。事務局説明どおりで20年ほど前から耕作はしていないことから原野化してしまっ、立木もたくさんありまして、復元は難しいと判断いたしましたので、非農地と判断いたしましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第39号番号1から番号3について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第39号、番号1から番号3については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。

議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましても、借受人の経営規模拡大のため、貸付人は相手側の要望を受けて、申請地に使用貸借権を設定するものであります。



番号2につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

議案書6ページをご覧ください。

番号3につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号4から番号5につきましては、申請人が自作地をそれぞれ交換により所有権移転するものであります。

番号6につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号7につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

38番（伊藤金志）委員 38番、伊藤です。議案第40号番号1について調査報告をいたします。

申請内容につきましては事務局説明どおりです。7月17日、13時から現地において聞き取り確認の予定でしたが、貸付人の■■■■さん、借受人の■■■■さん、双方ともお見えにならず、また、現地は携帯電話の圏外であって

連絡とれず、後日、馬場委員が電話で確認したところ間違いないということでございました。なお、当日、馬場委員と2人で航空写真をもとに確認いたしております。皆様方のご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

35番（遊佐一夫）委員 遊佐です。40番の第2の議案を説明します。

15日、11時より現地にて、[ ]さんと譲渡人の[ ]さんと[ ]さんと[ ]さんは電話にて確認をしておりました。議案書説明のとおりで何ら問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

2番（野地さよ子）委員 2番、野地です。議案第40号3について調査結果報告します。

7月17日、8時より[ ]さん、[ ]さん、推進委員・佐藤孝さんと現地調査をしました。事務局説明のとおりで許可適当と思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

17番（佐藤信喜智）委員 17番、佐藤です。議案第40号の4番、5番、6番について調査結果を説明いたします。

18日午後1時15分、暑い盛りだったんですが、[ ]さんと[ ]さん、遠藤伝栄推進委員と私と4人で現地を調査いたしました。[ ]さんの息子さんで、6番の[ ]さんは欠席です。[ ]さんは出るって言ってたんですけれども、[ ]さんに携帯で確認してもらったら来れないということで、4人で調査いたしました。何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

36番（渡邊 久）委員 36番、渡邊です。議案第40号番号7番について調査内容を説明申し上げます。

7月17日、譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さんと3名で現地にてお話を伺いました。内容は事務局説明どおりであります。両者とも間違いのないということでありました。何ら問題ないかと思われませんが、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございますか。

5番（松本 太）委員 議案第40号番号1の借受人の名前の読み方なんです、「■■■■」になります。

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第40号番号1から番号7について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第40号番号1から番号7については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 8 ページをご覧ください。

議案第 4 1 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め  
る。

令和 3 年 7 月 2 0 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号 1、事後申請になります。昭和 5 5 年より利用していた進入路が違反転  
用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地  
区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので  
第 3 種農地と判断されるものであります。

番号 2、既存住宅の老朽化に伴い、申請地に住宅建築を計画します。汚水は  
合併浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は都市  
計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第 3 種農地と判断されるもの  
であります。

番号 3、事後申請になります。昭和 5 5 年より利用していた農業用倉庫およ  
び進入路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生は  
ありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地  
に該当しますので第 2 種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 5番、松本です。議案41号番号1と2について関連していますので、まとめて調査内容の報告をいたします。

7月16日午前9時より現地にて、行政書士の■■■■さんと申請人の■■■■さんより、遊佐幸吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。議案41号番号1の違反転用については、顛末書が出ておりやむを得ず許可すると判断しました。議案41号番号2については、何ら問題はありませんでした。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

29番（遠藤伝栄）委員 29番、遠藤伝栄です。議案第41号番号3について調査内容をご報告いたします。

7月18日、日曜日の午後1時から佐藤信喜智農業委員とともに、■■■■さん宅訪問いたしまして現地を確認してまいりました。■■■■さんのお父さんにつきましては、大変若かったんですが、20年ほど前に亡くなりまして、それからずっと■■■■さんが去年、遺産を相続しようというようなことで手続きを始めまして、違反転用があったことに気づきましたので顛末書も出ておりますので、何とか認めていただきたいということでございますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し

ます。

質問、意見ございますか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第41号番号1から番号3について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第41号番号1から番号3については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

議案第42号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。

令和3年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、譲受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域

にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、借受人は集合住宅に住んでいますが、今後の生活設計を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号3、譲受人は隣接する宅地を倉庫として利用していますが、駐車場スペースが狭く支障があるため申請地に駐車場の拡張を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は特定土地改良事業等を施行した農地であり、第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張のために行われるものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号4、借受人は実家に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号5、一時転用になります。県発注の災害復旧工事で発生する土砂の処分地が必要となったため、申請地に残土捨場を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判

断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番（菅野一紀）委員 14番、菅野です。議案第42号番号1について調査内容を報告します。

7月18日午前9時より推進委員・大石忠雄さんと共に譲渡人・[REDACTED]さん、譲受人・[REDACTED]さんは都合により出席できなかつたので、代わりに行政書士の[REDACTED]さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。現地は宅地化進んでいる地域で、田畑と言っても名ばかりで探すのは大変な所でした。排水は既存の排水路に流すこととします。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

5番（松本 太）委員 議案42号番号2についての調査内容を報告いたします。

7月16日午前9時30分より現地にて、行政書士の[REDACTED]さん、貸付人の[REDACTED]さんより、遊佐幸吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。借受人の[REDACTED]さんは電話にて確認し、申請内容に間違いのないとのことでした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、第3種農地でもあり特に問



題がないため許可適当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

6 番（齋藤弘美）委員 議案第 4 2 号番号 3 について調査内容を報告いたします。

7 月 1 5 日に譲渡人の ■■■ さんと譲受人の ■■■ さんから内容を聞き取り、安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、住宅と倉庫の間にあり、周りに影響もないことから許可適当と考えますので、ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

1 5 番（佐藤孝志）委員 調査結果の報告をいたします。

議案第 4 2 号番号 4 でございますが、7 月 1 3 日午後 2 時 5 0 分頃でしたけれども、■■■ さんに電話をしまして都合を確認したところ、今すぐでもいいということで大内推進委員とともに ■■■ さん宅にお伺いをし、午後 3 時頃、現地にて確認をしてまいりました。内容については事務局発表のとおりでございます。貸付人の ■■■ さんと借受人の ■■■ さん、親子でございます。何ら問題がなかったことを報告させていただきます。また、■■■ さんは仕事のため不在でしたので、7 月 1 3 日の午後 8 時頃、電話にて確認しましたところ間違いのないということでございました。以上でございます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

3 6 番（渡邊 久）委員 3 6 番、渡邊です。議案第 4 2 号番号 5 について調査内容を説明いたします。

7月15日夕方、貸付人の[ ]さんおよび借受人の株式会社[ ]  
[ ]の工事部長でありまして、現場代理人の[ ]さんと現地にて内  
容を聞いてきました。内容は事務局説明どおりでありまして、何ら問題ないと  
思われますが、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し  
ます。

質問、意見ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第42号番号1から番号5について、原案のとおり許可することに賛成  
の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第42号番号1から番号5  
については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

（14時35分 5番 松本太委員退室）

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第43号「農業経営基盤強化  
促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

なお、この際、申し上げます。

本議案中、番号3については、[ ]委員が議案に関係しますので、

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっており、関係委員を除斥して審議することとなります。

よって、まず、議案第43号番号3を審議することとしますので、

委員の退席を求めます。

(委員 退席)

議長（奥平貢市）会長 議案第43号番号3について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページをご覧ください。

議案第43号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年7月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、7月30日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書14ページをご覧ください。今回の利用権設定内容につきましては、東和地区1筆1，978平方メートルの計画内容でございます。

議案書11ページの番号3につきましては、利用権の再設定のために申請があったものとなります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号3につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、議案第43号番号3についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第43号番号3について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第43号番号3については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

（委員 復席）

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第43号番号1から番号4のうち、番号3を除く3件について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 農地流動化の状況について、議案書14ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区3筆8、511平方メー

トル、安達地区3筆952平方メートル、東和地区1筆1,978平方メートル、合計7筆11,441平方メートルの計画内容でございます。

なお、利用権の新規設定は議案書11ページの番号1、議案書12ページの番号4の2件となります。

また、番号4については農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に利用権設定を行うものです。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1、番号2および番号4の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございますか。

10番（馬場利正）委員 議案第43号の4について、[REDACTED]さんの件についてお尋ねします。私の知っている限り、[REDACTED]さんの両親は中国人でありまして、[REDACTED]さんの国籍が不明な状態で、県の農業振興公社の管轄で営農、当然その中で取得することも可能なわけですから、こういう場合の取り扱いについて、国籍を確認するのは委員会ではできるものなのかどうか伺います。

事務局 馬場委員からのお質しに対してお答えいたします。

番号4番、[REDACTED]さんにつきましては中国籍ということで、こちらに関し

ては在留者資格証等につきまして申請をする際、写しの提出もいただいております。3条申請も先月いただいておりますが、こちらの件に関しまして中国籍の方でございますが、賃貸借そういった関係に関して問題があるかどうかについて福島県農業会議に照会を行い、特に在留資格等に関して、例えば就農上の問題がないということであれば、賃貸借をしても問題ないという回答をいただきましたので、今回、在留者カード等の確認をいたしまして、問題ないという判断をいたしまして、当案件について提出させていただいたということであります。以上でございます。

議長（奥平貢市）会長　それでは、議案第43号番号1から番号4のうち、番号3を除く3件について採決いたします。

議案第43号、番号1から番号4のうち、番号3を除く3件について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第43号番号1から番号4のうち、番号3を除く3件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和3年第7回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告　午後2時46分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和3年7月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 野地 太郎

署 名 委 員 野地 さよ子